

## 工事監査の技術支援についての Q&A (よくある質問と答)

### 工事監査は、何を目的としますか？

工事監査は、地方自治法に定める財務監査の範疇で、地方自治体が発注する工事の計画、設計及び施工が法令等に準拠しているか、工事が適切かつ効率的、経済的に執行されているかについて証拠を収集し、関係者に伝達し是正・改善を図ることを目的とします。

そのために地方自治体監査では、工事契約・管理書類を閲覧する、工事現場を視察する、完了検査に立ち会う、技術職員の説明を受けることその他、技術専門家（一般に組織の外部）の支援を受けるなどして、正しい情報に基づく証拠を得る必要があります。

監査委員の任命は、弁護士、公認会計士、税理士、監査等事務経験のある国・地方職員OB等の中から、議会の決議（議選）を経て外部監査契約を締結することになっています。監査委員は、地方自治法第 201 条の準用規定により、補助機関たる職員（監査事務局員）を指揮監督します。

工事監査に関する地方自治体の外部監査契約は、地方自治法第 199 条 1 項、4 項 財務監査（定期監査）、（第 252 条の 27）「普通地方公共団体が、第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため、外部監査人の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約」と規定しています。

監査で実施しなければならない契約事務監査および工事監査は、分類上定期監査に該当し、監査委員監査では独立した体系をもっています。工事監査は、定期監査、随時監査、決算審査のいずれで行ってもよいのですが、独自の専門性を必要とし、監査委員のみで実施することが困難と考えられます。すなわち、監査事項での十分な証明を得るための方法のひとつであります。

### 自治体監査の中での工事監査の位置づけは、どのようになっていますか？

一般に地方公共団体が執行する公共工事は、多額の財政支出を伴うことと、性能や品質の確認の必要性と、完成後の運用や維持管理に多額のコストがかかる場合があること、から工事の事務監査のみでは監査が十分及ばず、工事の技術的内容の評価も必要となること、という理由で通常「工事監査」としてこれを区別しており、実施の必要性が認識され始めています。

監査＝会計検査（監査）と捉えられている傾向もあり、今のところ工事監査の位置づけは必ずしも明確にはなっていません。

書面審査で出来る契約事務監査は決算審査において実施できますが、工事監査は現場に同行し、工事の完了した建物や道路等の視察を行うのみの監査では不十分です。

工事の専門知識の少ない監査委員による監査の弱点であると、考えられています。

監査自体は上記の外部監査委員が行いますが、監査委員の監査を技術的な側面から支援（含アドバイス）することが必要であり、それを受け持つことが「監査の技術支援業務」なのです。

## 工事の「監査」と工事の「検査」の相違点は、どこにありますか？

「監査」とは、ある事象・対象に関し、遵守すべき法令や組織の規程などの規準に照らして、業務や成果物がそれらに則っているかどうかの証拠を収集し、その証拠に基づいて何らかの評価を行い、評価結果を利害関係者に伝達することです。

「検査」とは、「基準に照らして適不適や異常・不正の有無を調べること 一広辞苑第五版一」です。すなわち一般に結果・成果の可否を判定し、不当な事項を是正あるいは制裁として処置することを前提としています。

「監査」は是正あるいは改善について指摘および勧告するなど、検証と伝達を主目的とすることが「検査」との相違点で、「検査」の概念の一部も含まれます。

工事の検査では合否判定の基準（一般に基準となる数値）に照らすことが重要ですが、監査では基準の他、是正・改善すべき項目の着眼点についてチェックポイント（次の例）にそって判定します。

「監査」は「検査」と異なって、行政の事実を客観的に認証し、その効率化と公正の確保をめざすことです。監査では、疑いの目で監察や査問あるいは摘発することが狙いではありません。

## 工事監査のチェックポイントは、どのような内容ですか？

工事監査の着眼点とそのチェックポイントとしては次のような項目例があります。

工事監査の着眼点とそのチェックポイント（例）

着 眼 点	チェックポイント
計 画	妥当性 関連工事調整 住民対応
設 計	目的 コスト削減 設計基準 事前調査 工期 経済設計 機材 材料
積 算	歩掛 単価設定 数量 金額 算出根拠
契 約	入札 設計図書 資格審査事務 随意契約 予算
施 工	施工計画 工事記録 工程管理 工期変更 リスク管理（安全、環境、品質）
設計変更	内容 時期 手続 変更理由 変更施工計画
検 査	検査記録 検査基準 材料 品質 手抜き 数量 規格 時期
維持管理	保守点検基準 保守点検の状況 維持管理コスト
委託業務	積算基準 積算根拠 積算資料 履行確認

「技術コンサルティングハンドブック」の記述に一部加筆

（社）日本技術士会 プロジェクトチーム技術図書刊行会 （オーム社刊）2009/01

## 工事監査に外部の技術士（専門家）の技術支援を受ける意義はどこにありますか？

上述のとおり、工事の専門知識が要求されることから、技術の専門家に支援を求めることが行われ始めています。しかし自治体が実施する工事は、土木・建築分野の他、上下水道、一般廃棄物処理施設等多岐にわたり、これらの技術専門家と常時雇用、もしくは契約しておくことは非効率です。そこで監査期間中に各分野の専門家の参加団体と契約し、監査の支援を受けることが妥

当と考えられます。

第三者による監査を継続して受けることにより、行政にとっては透明性が高まり、住民に対しては組織の閉鎖性が打破され、説明責任が向上します。住民からは、公金支出（費用）に見合う、公共施設（効果）の実現が果たせます。

組織に長年に亘って非効率な風土や慣行が形成されていれば、あるべき形に改善することができます。

加えて、昨今一般競争入札の受注競争が激化し、また地域要件などにより技術力に乏しく安値受注に走る建設業者等も増え、工事品質の低下、耐久性の低下も懸念されています。さらに地方自治体には技術職員が少ないところもあり、工事等の監理さらに最新の専門的知識・情報の研修・習得による技術レベルの維持向上も十分とはいえないことが懸念されています。

経験豊富で利害関係者から中立・公正な技術士による監査支援実務を通じてコミュニケーションをとり、アドバイスや問題解決の指導を受けることができ、監理や説明能力についての技術レベル向上が図れることも大きなメリットといえます。

### 工事監査を支援する「技術士」とは、どういう資格で、どういう技術者ですか？

技術士法（昭和 32 年法律第 124 号、最終改正 平成 18 年法律第 50 号）によって制定されている国家認定（文部科学省所管）による技術の専門資格をもつ技術者です。国家試験である技術士二次試験に合格後、登録を受けた技術士は科学技術に関する高等な専門的応用能力を必要とする事項について、計画・研究・設計・分析・試験・評価及び指導の業務を行う者です。（法第 2 条）。

建設部門の他、上下水道、機械、電気電子、化学、応用理学、衛生工学、環境など 20 部門＋総合技術監理（経済性管理、情報管理、人的資源管理、安全管理、社会環境管理）部門を加えて 21 部門で技術士が認定されています。「技術者」あるいは「技師」を名乗るには特別な規制（法律）はありませんが、専門分野ごとに技術者の職能を示す国家資格・民間資格が多数ある中で、技術者資格の最難度の資格として「技術士」が位置づけられ、プロフェッショナルエンジニア（PE）あるいはコンサルティングエンジニア（CE）として、法によって唯一「技術士」の名称表示をすることができます。技術士には、技術士法第 45 条「守秘の義務」が課せられ、第 45 条 2 に基づき「公益確保の責務」を担い、第 46 条「名称表示の義務」、第 47 条の 2「資質向上の責務」が求められています。

工事監査支援技術士はいずれも専門分野の経験・知識が豊富で、技術士資格に加えそれぞれ専門領域の国家資格（1 級土木施工管理技士、1 級建築士等）や多くの民間資格を保有しています。

監査支援技術士は、技術的専門知識・経験のみならず、地方自治体の政策や機構、法令（法律・政令・条例等）、会計、財務、労務、倫理などにもバランスよく精通する必要があり、技術の進歩や政策、社会情勢の変化についても堪えず研鑽しなければならず、適性についてさらに高いレベルが求められます。

### 工事監査を実施している地方自治体には、どういうところがありますか？

工事監査自体はすべての県・政令指定都市および一部の市などでも実施されていますが、外部の監査支援技術士と契約して工事監査を実施している自治体は、全体の中でまだ少数と見られます。

す。現在、九州では把握している範囲では、佐賀県、宮崎県、熊本県、長崎県、そして市では久留米市、春日市、佐賀市、中津市、大村市、宮崎市、那覇市などがあります。関東、東北や関西、中国、四国ではかなり多くの地方自治体が工事監査を実施しています。

### 九州を拠点とする特定非営利活動法人（NPO 法人）に、工事監査技術支援を依頼するメリットは何ですか？

これまでは九州では監査支援業務の契約が多くなかったため、九州を本拠地とする監査支援機関（組織）はありませんでした。九州在住で監査支援できる技術士は、東京や大阪の機関（組織）に入会・所属して監査支援を実施していました。

九州を本拠地とする工事監査技術支援機関と契約する場合のメリットとしては、

- ① それぞれの地域独特の経済・社会、地理・歴史、環境、特性、制度・慣行などの情報に精通している。
- ② 監査支援業務の契約やスケジュールの調整なども容易になる。
- ③ 監査支援技術士の派遣の際発生する交通費や宿泊費、経費等費用が軽減される。ことなどが挙げられます。

それぞれの自治体の定期監査に監査支援技術士が対応する場合、監査に関わる自治体と直接の利害関係（契約など）がある組織（会社など）に所属する者が参加することは、公正・中立の観点から避けるべきです。また短い期間で実施されるとはいえ会社などに常勤勤務者では困難であり、この期間にフレキシブルな勤務形態が可能であることが条件になります。

そのため、技術士が結成している NPO 法人は、公正・中立の立場で、営利を目的としない組織であることと、所属組織が利害から中立的で比較的自由的な時間調整ができる NPO 会員の技術士を監査支援に派遣するにふさわしいと考えています。

特定非営利活動法人（NPO 法人）西日本建設技術ネットは、九州を本拠地として技術監査支援を目指す、最初の NPO 法人です。

### 監査を実施する時期はいつ頃ですか？

#### 工事監査はどのようなスケジュールで、具体的にはどのように行っていますか？

自治体によって異なりますが年間を通じて実施されているようで、6 月から 12 月にかけて行う自治体が多いようです。

一例として、ある県では監査委員が行う定期監査（事務監査）としてすべての出先機関を約 2 ヶ月かけて、各対象機関(部署)を 2 日ずつ監査し、それに同行します。1 日目は、対象工事（1 機関 5～7 件）の概要を担当者からヒアリングしながら契約書類と監理書類を閲覧し、工事内容について質疑応答します。

2 日目は、午前中対象工事の現場を調査し、契約・管理書類との整合や不具合箇所がないか、などを監察します。午後から再び、書類を再調査したり質疑したりするとともに、監査結果の概要を監査委員または監査事務局に報告します。そして、被監査部署に対し監査代表者（委員など）から、総括的な講評の一部として報告がなされ実地調査を終えます

実地調査の終了後、約 2 週間以内に「工事技術調査結果報告書」を監査事務局に提出する形が

一般的です。

監査支援は自治体によりますが、1～2名の監査支援技術士が当たります。2名の場合はそれぞれ経験が異なる複眼的視野で役割を分担して監査することになります。

**工事監査の対象工事等にはどのような物件がありますか？  
実際に監査する対象工事等はどういう基準で選定されていますか？**

地方公共団体が管轄する建築（営繕）、土木、設備等のすべての工事と委託業務が対象になります。現実には工事全部を調査することは合理的とはいえないので、どの工事を対象にするかは監査（委員）事務局が、委託を含む全工事の中から適当数を選定するのが原則です。被監査対象部署では選定された物件について工事調書を作成し事務局に提示します。最終的な調査対象工事のサンプリング（選定）では、一定の判断基準がある場合はこれに基づいてしますが、監査（委員）事務局では工事の種目、技術的内容等に精通しているとはいえず、この選定では監査支援技術士が主導で行うこととなります。選定に対する一般的な考え方としては以下のようになります。

- ① 計画行政の施策で、第三者の評価を受ける対象工事として予め定めたもの。
- ② 工事金額が従前になく高額なもの。
- ③ 適用されている技術の難易度（設計・施工）が高く、自組織内での検査が的確に行えないと考えられるもの。
- ④ 建設工事に至る途中で、住民等に何らかの疑念をもたれながら実施されているもの。
- ⑤ 内部牽制として選択的に対象とするもの。

具体的には、上記の他

- ① 工期や工費、工種などに当初契約より大幅な変更が生じたもの。
- ② 極端な競争により安値で契約したもの。
- ③ 特殊な工種や材料等の技術が使用されているもの。
- ④ 委託や工事のプロセスや完成品の品質・性能を再確認すべきと考えるもの。

このような対象工事の中から、監理担当部署も勘案した上で、河川・港湾分野とか道路・公園分野など工種の異なる公共施設等のバランスを考え、さらに委託（調査・設計）業務と、発注業務（工事）と併せて選定しています。

対象工事は完成している場合が大半ですが、年度繰越しや工期変更などで工事途中の場合もあります。

**工事監査にかかる費用はどのくらいですか？**

自治体によってそれぞれ異なりますが、1人の技術士で実施したとして、標準報酬額（日額）＋経費＋旅費・交通費で決められますが、日額で約10万円前後が目安です。

以上

工事監査の技術支援について、“NPO 法人 西日本建設技術ネット”へお問い合わせ、ご連絡  
に FAX を使用される場合、次の様式をご利用下さい。

# FAX 送付状

送付日: 200 / /

送付枚数: 枚(本送付状含む)

NPO 法人西日本建設技術ネット 事務局 宛 TEL&FAX 092-643-2136  
E-mail: [yoshikawa@gjutu.com](mailto:yoshikawa@gjutu.com)

工事監査支援の件

発信者

〒

TEL

FAX

E-mail :

## 連絡・質問事項

